

入 札 心 得

木更津市における入札は、木更津市入札約款ほかの規定により執行しますが、特に以下の事項について十分承知の上、入札に参加してください。

1 契約条件の熟知

入札参加者は、入札公告（指名競争入札にあっては指名競争入札通知書）、設計図書等、契約書案などを十分理解した上で入札に参加すること。

2 入札保証金

入札に参加するときは、入札前に、定められた入札保証金を納付すること。ただし、入札公告等で免除の定めがあるものはこの限りでない。

3 入札の参加

- (1) 入札は、木更津市が定めた入札書により行うこと。入札書は入札者の名称を記載した封筒に入れ封かんすること。入札積算見積内訳書の提出が求められている入札においては、入札積算見積内訳書を同封すること。
- (2) 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載すること。
- (3) 入札前に誓約書（市指定様式）を提出すること。
- (4) 代理人をして入札させるときは、入札前に入札委任状（市指定様式）を提出すること。ただし、入札参加者またはその代理人は、同一の入札の他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (5) 指定した時刻までに入札場所に参加しない者は、入札に参加できない。
- (6) 入札書を提出した後は、入札書の書き換え、引き換えまたは撤回をすることはできない。

4 入札の辞退

- (1) 入札が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、次によること。

- ① 入札執行前にあっては、入札辞退届（市指定様式）を入札担当者に提出すること。郵送の場合は入札日の前日までに到達するものに限る。
- ② 入札執行中にあっては、入札辞退届または辞退の旨を明記した入札書を入札者の名称を記載した封筒に入れ、入札箱に投函すること。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはない。

5 無効となる入札

次の事項に該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 記名押印を欠く入札
- ③ 金額を訂正した入札（訂正印押印の上、訂正してあるものも無効）
- ④ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑤ 入札書に入札積算見積内訳書の添付を条件とした入札において、入札積算見積内訳書の添付がない入札または入札書と入札積算見積内訳書の整合性のない、もしくは入札積算見積内訳書に不備のある入札
- ⑥ 明らかに連合であると認められる入札
- ⑦ 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- ⑧ 再度入札の場合においては、前回の最低入札価格以上の入札
- ⑨ 予定価格を事前に公表した場合においては、予定価格に110分の100を乗じた額を超える入札
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定

(1) 落札者の決定は次による

- ① 最低制限価格を設けない入札においては、入札参加資格があると確認された者のうち予定価格以下で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- ② 最低制限価格を設けた入札においては、入札参加資格があると確認された者のうち予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

③ 前①・②に限らず、調査基準価格を設定した入札および総合評価落札方式による入札の落札者決定方法は別に定める規程による。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上のときは、当該入札をした者のくじにより落札者（入札参加資格が事後審査の場合は、審査順位）を定める。

7 再度入札

(1) 開札をした結果、落札となる価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は原則として1回までとする。

(2) 再度入札に参加できる者は、前回の入札に参加した者で、最低制限価格を設けた入札においては最低制限価格を下回る入札をした者を除く者とする。ただし、入札が無効となった者は、再度入札に参加できない。

8 契約保証金

(1) 落札者は契約締結時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、入札公告等で免除の定めがあるものはこの限りでない。

(2) 契約保証金に代えて、次の担保を提出することができる。

① 契約保証金に代わる有価証券

② 金融機関の保証

③ 「公共工事の前払金保証事業に関する法律」第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当し、その証書を提出したときは、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

① 保険会社と履行保証保険契約を締結したとき

② 保険会社と公共工事履行保証契約を締結したとき

(4) 調査基準価格が設定された入札において調査対象者が落札者となったときは、契約保証の額は契約金額の100分の30以上とする。

9 異議の申立

入札参加者は、入札後に入札約款、図面、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。